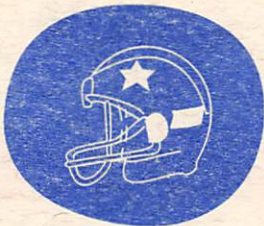


きらりとマクマク

第14号

特集「労災保険」について





労災保険とは？



労災保険は正式名称を労働者災害補償保険といい、

業務中や通勤途中での怪我や病気に関して治療費やその後の保障を行う保険制度です。

仕事で怪我をしたのに、自分で治療費を払ったり、休んでいる間の給料が出なかったりしたら嫌ですよね？

今回のきりりとてくてくではこの「労災保険」についてみたいと思います。

労災保険（以降、労災）は他の健康保険や厚生年金などと違い、保険料の本人負担は一切ないので、給料から引かれることもありません。また、正社員かパートかということや就労時間は関係なく、働いている以上は全員加入となります。

ほとんどの事業所では労災に加入義務があるため、みなさんは自動的に加入となります。

ただし、一部例外の事業所では義務がなく、加入していない場合もあるので、

応募の際には確認するようにしましょう。



労災として認められるときって？

労災は業務中や通勤途中の事故や怪我の場合に認められますが、対象とならないものもあります。

直接業務との関連性が弱い場合は労災認定されないことがあります。

労災として認められるとき

業務中

- ・ 機械や包丁で指を切った
- ・ 転倒して骨折した
- ・ 落下物で頭を打った

通勤途中

- ・ 車通勤時の交通事故
- ・ 自転車通勤時の車との接触事故



例

労災として認められないとき

業務時間中

- ・ 同僚と喧嘩になって怪我をした
- ・ 常備薬の副作用で気分が悪くなった

業務時間外

- ・ 休憩時間中にコンビニで転んで怪我をした
- ・ 仕事終わりにジムで腰を痛めた



どんな補償があるの？

労災の補償給付で代表的なものに、以下のものがあります。

療養給付・・・治療費の補償。全額補償されます。(病院に支払われます)

休業給付・・・治療のために仕事を休んだ際に給付されます。(本人に支払われます)

休業4日目から給付され、金額は給料の8割程度が日割り計算で支払われます。

他にも障害が残った場合の障害給付、介護が必要になった場合の介護給付などがあります。

もし、仕事で怪我をしたときは？

労災には様々な給付がありますが、今回は代表的な給付である「療養給付」について、その流れをみていきたいと思います。

怪我をした！！

勤務中、または通勤中に
事故、怪我が発生！

*病院に行かなければ、
労災にはなりません

まずは病院に！

病院は労災指定病院
保険証の提出は不要

怪我の状況にもよりますが、まずは病院へ行きましょう。ただ、どの病院でもよいわけではなく、労災指定病院(注1)である必要があります。受診の際には「労災です」と窓口で伝え、保険証の提出は不要です。

請求書の作成・提出

所定の請求書を作成後、受診した労災指定病院を通じて地域所轄の労働基準監督署(注2)に提出(請求書は自分で作成し、提出することもできますが、会社の人事課などが代行してくれることも多いので、会社とも相談してみてください)

労災になるか審査

労働基準監督署が労災になるかどうかを審査

認められた

認められ
なかった

自己負担はありません

自己負担になります

注1 労災指定病院-労災での診療が可能な病院のことです。大半の大きな病院は指定されています。小さなクリニックでも指定病院のところは多いので事前に確認してみましょう。厚生労働省のホームページからも検索できます。

注2 労働基準監督署-労災の審査を行う公的機関です。労災の審査以外にも、残業代未払い問題や、パワハラ、セクハラなどの各種労働問題についての相談機関でもあります。

おわりに

どんな仕事であれ、怪我や事故のリスクはあります。

労災は自分の身体やお金を守る と同時に、

会社が従業員を守ってくれる、ということでもあります。

基本的には、**ほぼ全ての会社は労災保険に加入していますが、**

なかにはそうではない会社もありますので、

応募するときは **注意** しましょう。

もし、「これは労災になるのかな？」と迷う際には、
まず職場の人に相談してみてください。

職場の人に言い出しにくい場合は、
身近な人や支援者などに相談してみるのもよいでしょう。

コラム

精神疾患の労災認定

「労災」というと業務中や通勤中の怪我をイメージすることが多いですが、職場内での過剰なノルマや長時間労働、嫌がらせといったハラスメント等により発症したうつ病等の精神疾患も、認定基準を満たせば労災として認められるようになってきました。ただ、怪我などと比べ、仕事によるものかどうか、ということの証明が難しいため、労災認定を受けるには難しさもあります。

ちなみに精神疾患の認定の基準としては以下の3点が挙げられます。

- (1) 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- (2) 認定基準の対象となる精神障害の発病前概ね6ヶ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- (3) 業務以外のストレスで発病していないこと

もちろん大切なことは労災になるような働き方をしないことです。知らずしらずのうちにストレスやプレッシャーが重なっていくこともあります。日頃から自分のストレス、働き方に気をつけて、何かあれば相談できる人がいるとよいでしょう。

次号テーマでみなさんのご意見を聞かせてほしいと思っています。
ご協力お願いいたします。

締切：2020年1月31日

WEB アンケート
実施中

アンケート用URL <https://forms.gle/PJhb577sw8exor367>



次号予告

次号は「何のために働くの？」をテーマにする予定です。

バックナンバーはこちらから <https://andante-station.jimdo.com/>

